

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省大臣官房政策金融課）

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号）		
要望の内容	<p>【株式会社日本政策金融公庫に係る措置】</p> <p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することをふまえ、引き続き所要の措置を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額	- 百万円
	（制度自体の減収額）	（ - 百万円）	
	（改正増減収額）	（ - 百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に対応していく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	-
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者の存在をふまえ、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
	政策目標の達成状況	-	
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和2年度予算において、以下の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：4,474,200,000千円の内数 ・危機対応円滑化業務出資金：760,900,000千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> <p>令和5年度税制改正においては、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。</p> <p>令和6年度税制改正においては、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和7年3月末まで延長された。</p>	

令和 7 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国税庁課税部酒税課)

項 目 名	日本酒造組合中央会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長											
税 目	登録免許税											
要 望 の 内 容	<p>日本酒造組合中央会が行う信用保証事業に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の軽減措置の適用期限を現行の軽減割合を維持しつつ2年間延長する。 (本則 4/1,000 ⇒ 1.5/1,000) (関係条文) 租税特別措置法第78条第2項第4号)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 20%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(百万円)	(改正増減収額)	(百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(百万円)										
(改正増減収額)	(百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)に基づいて設立された日本酒造組合中央会(以下「中央会」という。)は、清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和45年法律第77号。以下「安定法」という。)に基づき、信用保証事業を実施している。当該事業は、清酒製造資金の融通の円滑化等を図り、もって清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的としている。 この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、清酒製造業者に過度の負担を与えることなく資金の円滑な融通を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 清酒製造業者は、長期にわたる清酒の需要低迷により、その経営環境は極めて厳しく、清酒製造業者の経営基盤の安定に資するためには、清酒製造資金の融通の円滑化を図る必要があるが、そのためには、信用力の脆弱な清酒製造業者が融資を受ける際、中央会の信用保証により、その信用力を補完することが必要である。 この保証に際して、抵当権の設定登記を行う際に登録免許税の軽減措置を講ずることは、中央会の債務保証を受けるため担保提供を行う者の担保提供を容易にし、その融資時における清酒製造業者の負担を軽減することとなり、資金の融通の円滑化を図ることができるため、今後、海外市場を開拓するために高価な原料米を使い高付加価値な清酒生産を拡大していくことを踏まえると、ますます重要性が高まっていくものと考えている。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達 (清酒製造業等の安定に関する特別措置法)																										
		政策の達成目標	清酒製造業者の清酒製造資金の融通の円滑化を図り、経営基盤の安定及び酒税の確保を目的とする本要望の性格上、達成目標を示すことは困難であるが、清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保といった政策目標の実現に向け、着実に施策を推進していくこととする。																										
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間の延長 (令和9年3月31日まで)																										
		同上の期間中の達成目標																											
	政策目標の達成状況																												
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度 4件 30万円 令和8年度 4件 30万円																										
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和6年度以降は輸出用の高付加価値な清酒用の原料米に係る新規の債務保証を実施することとしている。これにより新たに不動産担保設定を行う機会が増加し、この軽減措置のより一層の活用が見込まれる。</p> <p>具体的には、令和7年度から8年度にかけて8件、保証承諾額2.4億円の新規保証を見込んでいる（本措置の適用見込みについては上記のとおり）。</p> <p>中央会の債務保証を受けるため登録免許税の軽減を受け担保提供した者に係る債務保証額及び酒税の課税額は以下のとおり。</p> <p>○ 登録免許税軽減を受けた者の債務保証の引受実績 (単位：者・万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27~R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録免許税の軽減を受けた者数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>債務保証額</td> <td>0</td> <td>1,000</td> <td>840</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 登録免許税軽減を受けた者の酒税課税実績 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27~R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録免許税の軽減税額</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>酒税課税額</td> <td>0</td> <td>424</td> <td>343</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H27~R3	R4	R5	登録免許税の軽減を受けた者数	0	1	1	債務保証額	0	1,000	840	年度	H27~R3	R4	R5	登録免許税の軽減税額	0	5	2.5	酒税課税額	0	424	343
		年度	H27~R3	R4	R5																								
	登録免許税の軽減を受けた者数	0	1	1																									
	債務保証額	0	1,000	840																									
年度	H27~R3	R4	R5																										
登録免許税の軽減税額	0	5	2.5																										
酒税課税額	0	424	343																										
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置																												

	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	中央会と同様に公的な信用保証事業を行っている信用保証協会、農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金、漁業信用基金協会についても、抵当権の設定登記等の税率の軽減が措置されている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和4年度 1件 5万円 令和5年度 1件 2.5万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	融資時における清酒製造業者の負担が直接的に軽減されることとなり、政策目的である清酒製造資金の融通の円滑化を図ることに資すると認められる。 今後、増加すると見込まれる新規債務保証者に対して、本措置による税制面からの支援は、有効である。
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		昭和53年度に制度が創設された。 昭和54年度以降、2年ごとに延長を要望している。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項目名	外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し		
税目	酒税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 酒類製造者が、消費税法に規定する輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場において、税務署長から輸出酒類販売場の許可を受け、自ら製造した酒類を外国人旅行者などの非居住者に対して、当該酒類に係る消費税に加えて、酒税を免税して販売することができる。</p> <p>外国人旅行者向けの消費税の免税制度については、令和6年度税制改正大綱において、「免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組み」とし、「新制度の検討に当たっては、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮」する方向で見直しを行うこととされた。</p> <p>【要望の内容】 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに当たっては、引き続き当該制度の上乗せとして、輸出酒類販売場が一体的に運用されることを前提に、酒類製造者の負担軽減に十分配慮して行うこと。</p>		
内容	<p>【関係条文】 租税特別措置法第87条の6</p>	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円</p> <p>（ － 百万円）</p> <p>（ － 百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減を通じ、免税店制度を活用して訪日外国人旅行者に対する酒蔵での日本産酒類の販売促進を図ることで、地方における外国人旅行消費の拡大、認知度向上を通じた日本産酒類の輸出促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政府として、日本の農林水産物・食品の輸出金額を、「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」という目標を掲げており、清酒、ウイスキー、単式蒸留焼酎・泡盛の3品目を輸出重点品目に掲げている。</p> <p>政府目標の達成のためには、海外における日本産酒類の知名度の向上を図る必要があるが、コロナ禍により減少していた訪日外国人旅行者数は、2023年のコロナウイルスの感染症法上5類への移行により、急激に増加しており、こうした訪日外国人旅行者に対して、自国へのお土産として購入し、自国へ持ち帰ってもらうことで、海外での日本産酒類の知名度の向上を図ることが可能である。</p> <p>そうした訪日外国人旅行者に対するお土産目的で日本産酒類の購入を促すためには、消費税の免税に加えて、酒税を免税にする酒蔵ツーリズム免税制度が有効であり、訪日外国人旅行者数が増加する中にある場合は、さらに重要性を増している。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達 （日本産酒類の輸出環境整備）
		政策の達成目標	「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日 農林水産業・地域の活力創造本部決定） ・清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の輸出金額 2025年までに600億円、680億円、40億円
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	輸出酒類販売場の許可件数：139件（令和6年4月1日現在）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本要望は、現在一体的に運用されている外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、必要な制度の見直しをあわせて行うよう求めるものであり、他に有効な手段はない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	外国人旅行者向け消費税免税制度について、見直しの方向性が示される中、同制度と一体となって効率的に運用している本制度についても、事業者に過度な負担を強いることのないよう見直しを行うことが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	2020年：157件 2021年：160件 2022年：143件 2023年：140件 2024年：139件（令和6年4月1日時点）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成29年度税制改正において措置された。	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省主計局給与共済課）

項目名	公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税											
要望の内容	<p>社会保障審議会年金部会における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1487 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—)</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—)</td> <td>百万円</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—)	百万円	(改正増減収額)	(—)	百万円
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—)	百万円										
(改正増減収額)	(—)	百万円										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公的年金制度については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「公的年金については、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指して、今夏の財政検証の結果を踏まえ、2024年末までに制度改正についての道筋を付ける」とされている。女性や高齢者の就業拡大や、家族構成やライフスタイルの多様化、人手不足の中での労働力確保の要請等を踏まえ、次期年金制度改正に向けて、社会保障審議会年金部会において行われる議論・検討の結果等を踏まえて働き方に中立的な年金制度の構築等を目指す。</p> <p>国家公務員共済組合制度においても、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指し、国家公務員等の生活の保障又は安定を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国家公務員等の生活の保障又は安定を図るため、社会保障審議会年金部会における次期年金制度改正内容の検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	公的年金制度の持続可能性を確保することにより、国家公務員等の生活の保障又は安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地方税についても同様の要望を行っている。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会保障審議会年金部会における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることにより、公的年金制度の持続可能性を確保することが可能となり、国家公務員等の生活の保障又は安定を図る。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	